

令和 4 年 2 月

臨時教育委員会

新庄市教育委員会

議案第 2 号

新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新庄市公民館設置及び管理に関する条例（平成 2 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「新庄市大字本合海 5 2 番地の 2」を「新庄市大字本合海 1 8 5 番地」に改める。

別表の 1 の表中

「

八向地区公民館	ホール	4 1 0 円	5 5 0 円	6 1 0 円	1, 4 4 0 円
	和室 1 号室	1 6 0 円	2 1 0 円	2 3 0 円	5 5 0 円
	和室 2 号室	1 6 0 円	2 1 0 円	2 3 0 円	5 5 0 円

」

を

「

八向地区公民館	多目的ホール	6 2 0 円	8 3 0 円	9 1 0 円	2, 1 6 0 円
	研修室 1	4 1 0 円	5 4 0 円	6 0 0 円	1, 4 2 0 円
	研修室 2	4 1 0 円	5 4 0 円	6 0 0 円	1, 4 2 0 円
	和室	3 1 0 円	4 1 0 円	4 5 0 円	1, 0 8 0 円

」

に改める。

別表の 2 の表中

「

	調理実習室	冷房・暖房	1 時間につき 8 0 円			
--	-------	-------	---------------	--	--	--

」

を

「

	調理実習室	冷房・暖房	1 時間につき 8 0 円			
八向地区公民館	多目的ホール	冷房・暖房	4 7 0 円	6 3 0 円	6 3 0 円	1, 6 4 0 円
	研修室 1	冷房・暖房	2 2 0 円	3 0 0 円	3 0 0 円	7 9 0 円
	研修室 2	冷房・暖房	2 2 0 円	3 0 0 円	3 0 0 円	7 9 0 円
	和室	冷房・暖房	2 2 0 円	3 0 0 円	3 0 0 円	7 9 0 円

」

に改める。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

#### 提案の理由

新庄市八向地区公民館を移転することに伴い、必要な改正を行うものである。

## 議案第 3 号

### 新庄市北辰屋内運動場の管理を行わせる指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者の指定について、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
新庄市北辰屋内運動場
- 2 指定管理者となる団体  
所 在 新庄市金沢 3072 番地の 2  
名 称 一般財団法人新庄市体育協会 会長 山科 通
- 3 指定の期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

#### 提案の理由

新庄市北辰屋内運動場の管理を行わせる指定管理者の指定について、市議会の議決を求めるため提案するものである。